

【食品表示法】

2 製造所固有記号制度の変更

■ 原則『同一製品』を『2つ以上の工場』で製造する商品のみ利用可能  
 旧制度では、販売業者が表示に責任を持つものとして製造者の製造所在地の異なる製品を販売する場合、製品を製造する工場が1カ所の場合でも製造所固有記号での表示が認められていましたが、新制度では、原則「同一製品」を「2つ以上の工場」で製造する商品のみ利用可能です。消費者庁へ「製造所固有記号の届出」を行う事及び届け出た固有記号を表示に記載する事で、「販売者」で表示する事が認められています。新基準に基づいた固有記号を使用する場合は、次のいずれかの事項を商品に表示する必要があります。



- ・製造所所在地等の情報を求められた時の回答先の表示
- ・製造所所在地等の表示をしたWebサイトのアドレス等
- ・該当商品の製造を行っている全ての製造所所在地等
- ・新制度では、新旧区別の為固有記号の前に『+』を付記

【※イメージ】 オオキ本社（製造者） 自社工場A（製造所） 自社工場B（製造所） 他社工場A（製造所）



次回：各変更点の概要について③

内容に関するお問い合わせは、弊社 担当者までお問い合わせください。

【環境（プラスチック）】

今回は「バイオマスプラスチック」とは？との観点からみていきましょう。

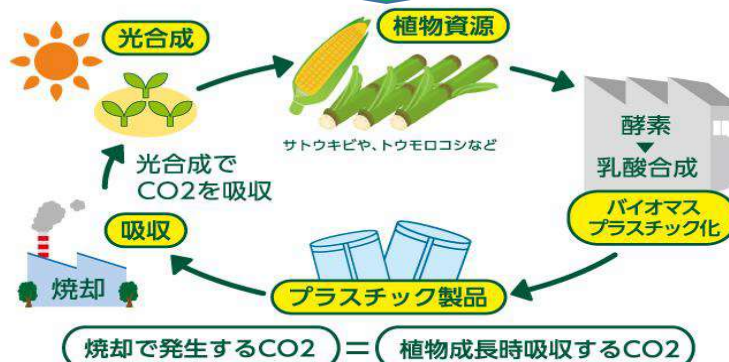


バイオマスプラスチック

植物を原料の一つとします。主な原料はサトウキビ等→バイオPE等。コストは石油由来に較べると高い。

よくバイオマスプラスチックのCO2削減と言われますがどういふことでしょうか？  
 原料となる植物がそのバイオマスプラスチックを焼却する時に排出するCO2を吸収して育つという観点から焼却時のCO2をカウントしない（控除できる）=CO2削減になるという意味です。

図で表すと…



しかしながら出来上りは石油由来商品と同じものなのでゴミ問題には気を付けたいですね。

## 【HACCP】ステップ1 HACCPチームの編成

- ①HACCP導入の第一歩として、**経営トップ**が「HACCPに取り組む」と宣言をします。
- ②製造、品質管理、工務など、各部門から任命します。**責任者だけでなく、実際に現場に携わるリーダークラスも必要**です。  
現場の方になぜ取り組むのか、どう取り組むかを理解してもらう必要があるからです。
- ③営業・仕入れ担当者や外部の専門家を招くこともあります。

## POINT

**経営トップも参加**する（オブザーバー）  
**現場の意見を反映**させるリーダーを入れる

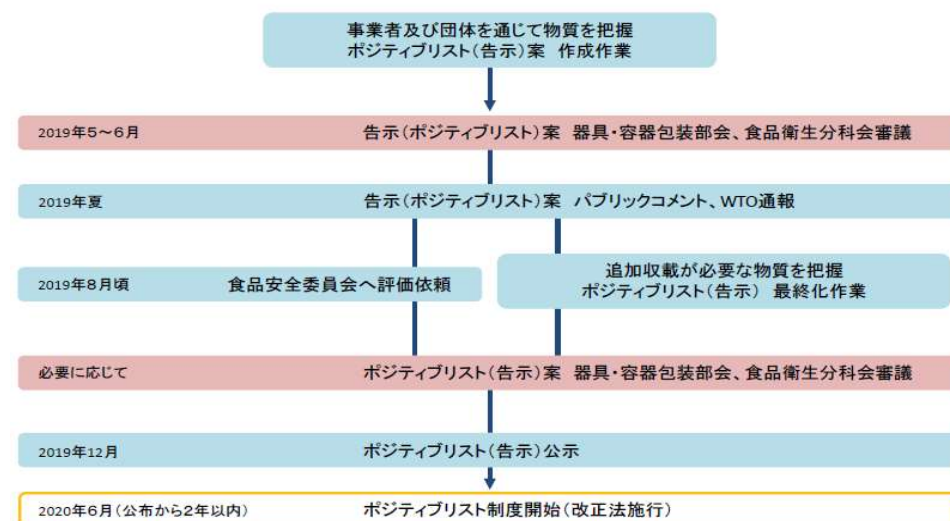
## 【食品衛生法】ポジティブリスト（施行案）

**実際に今回は、厚生労働省に電話して聞いてみました。（2019年10月7日）**

Q、「ポジティブリストの公示予定を教えてください」

A、「ポジティブリストの対象として政令で定める物質については御意見を募集し必要な情報を把握しているところです。ポジティブリストの公示は2019年12月を予定しております」

## 器具・容器包装のポジティブリスト(告示)の収載について



内容に関するお問い合わせは、弊社 担当者までお問い合わせください。